

新年



年頭のごあいさつ
 湯河原町議会議員 長原 田 洋

新年明けましておめでとございます。皆様方におかれましては、輝かしい希望に満ちた新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

日ごろから、町議会にお寄せいただいておりますご理解及びご協力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。

平成八年に町がはじめた四季彩のまちづくりの一環として、幕山の湯河原梅林、星ヶ山のさつき、城山のおじさいに続き、「池峯のもみじの郷」が昨年十一月二十三日から一般公開され、多くのお客様が訪れました。

四季を通して町民の皆様や観光客の方々が訪れ、益々街に賑わいが創出されることを期待しています。

政府の景況報告によりますと、戦後最長のいざなぎ景気を越えたとの発表がされております。このようなことから、湯河原を訪れるお客様が、今後増えることを切望しております。

さて、「地方でできることは地方で」という真の地方自治の実現を目指した国の三位一体の改革は、一步一步着実に歩みを進めています。道のりは平坦ではなく、地方にとっては大変厳しい内容となっております。

こうした地方分権の時代を迎え、議会の果たすべき役割や更なる改革の必要性が問われています。

議会が、地域住民の代表機関としての機能を充分に果たしていくためには、議員の在り方も大きく変わってまいります。今日、町民は行政の効率的施策の推進、行財政の簡素化と合理化を求めており、このことを真摯に受けとめて行政は取り組んでいかなければならないと思っております。

湯河原町議会におきまして、平成十七年九月定例議会において、次回の一般選挙から議員定数を十八名から十六名とする議員定数条例を可決いたしました。

また、平成十八年三月定例議会においては、地方分権時代にふさわしい開かれた議会を目指して、現行議会制度の問題点を見直し、新たな考え方による湯河原町議会制度を構築することを目的として、「まちづくり制度等調査特別委員会」を設置いたしました。

地方分権の時代、議会は、自治体事務の適正性について、町長等への質問、監視並びに調査、議員間の活発な討議を通して明らかにするとともに、町民との連携による政策形成能力の強化が、より一層、重要となることから、議会活動の規範となる議会基本条例の制定が必要となりました。特別委員会において検討を重ねた結果、昨年十二月の定例議会におきまして、「湯河原町議会基本条例」を可決いたしました。また、同定例議会において、町が提案した「湯河原町自治基本条例」も可決されました。

「湯河原町議会基本条例」は、二元代表制のもと、町民の代表機関として、更に、湯河原町の最終意思決定機関である議会の運営及び活動等について定めたもので、議会の使命、議会の運営原則、議員の責務、重要政策等の審議、議会の議決事件、議会における自由討議の拡大、会派の活動、議員の研修等で構成されています。

今後は、「湯河原町自治基本条例」並びに「湯河原町議会基本条例」を規範として、町民の皆様がより住みやすいまちづくりを目指してまいります。

これからも、町民の皆様が議会の取組に大きな期待と関心を寄せられていることを重く受けとめ、私たち議員一人ひとりが、なお一層の研鑽を積み、常に開かれた議会、分かりやすい議会を目指しながら課題解決に向けて、迅速な対応ができる議会運営を心がけていきたいと思っております。

本年も変わらぬご支援、ご協力のお願い申し上げ、町民の皆様のご健勝とご多幸をお祈りいたしまして、年頭のあいさついたします。